大阪港湾局におけるＩＣＴ活用工事実施方針

令和４年４月１日

　大阪港湾局

１．目的

建設現場においてＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図るi-Constructionの取り組みが国土交通省により推進されている。大阪府都市整備部においても、ＩＣＴの活用を図るため、以下のとおり起工測量から検査までの一連の施工プロセスにおいて３次元データを活用する「ＩＣＴ活用工事」の推進に取り組むものとする。

２．ＩＣＴ活用工事の概要

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。なお、施工プロセスは、現場条件等により一部のプロセスのみを選択して実施することも可能とする。ただし、「③ＩＣＴ建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、複数のプロセスを選択するものとする。

.① ３次元起工測量

.② ３次元設計データ作成

.③ ＩＣＴ建設機械による施工

.④ ３次元出来形管理等の施工管理

.⑤ ３次元データの納品

３．ＩＣＴ活用工事の対象工事

大阪港湾局が発注する工事のうち、原則として下記工種を含む土木工事を対象とする。

（１）対象工種

ＩＣＴ活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

１）土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。）

・道路土工、河川土工、海岸土工

２）舗装工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（路盤）」という。）

・舗装工・付帯道路工

３）河川浚渫工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ河川浚渫工」という。）

・浚渫工

４）作業土工（床掘）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ作業土工（床掘）」という。）

５）付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）

・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、側溝工、暗渠工、縁石工、基礎工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、護岸付属物工

６）法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。）

・植生工、吹付工、吹付法枠工

７）地盤改良工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ地盤改良工」という。）

・安定処理工、固結工（中層混合処理、スラリー攪拌工）

８）舗装工（修繕工）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という。）

・切削オーバーレイ工

（２）対象外

単価契約工事、応急工事等は対象外とする。ただし、受注者の自主的な施工を妨げるものではない。

４．ＩＣＴ活用工事の発注方式及び経費の計上

ＩＣＴ活用工事の発注は、下記の（１）～（２）によるものとするが、工事内容及びＩＣＴ施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（１）発注者指定型

発注者の指定によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、特記仕様書等によりＩＣＴ活用工事の対象であることを明示し、積算基準に基づき必要な経費を計上して発注する。積算基準については、従来からの積算基準のほか、国土交通省の標準となっている費用、「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」に記載の要領も含むものとする。

また、当初契約に「３次元起工測量」及び「３次元設計データ作成」が計上されていないが、契約後の協議により実施した場合はこれにかかる経費を積算基準に基づき設計変更で計上するものとする。

（２）施工者希望型

発注者指定型以外の対象工事においては従来積算により発注し、契約後に受注者からの協議によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、実績に応じて積算基準に基づき必要な経費を設計変更で計上する。

５．工事成績評定における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。ただし、ＩＣＴ活用施工を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

（１）発注者指定型

ＩＣＴ活用工事が実施されなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合や、ＩＣＴ建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

６．ＩＣＴ活用工事における施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、対応する各種施工管理要領、監督検査要領等により、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。